

令和7年度 恩納村遠距離通学費助成金のお知らせ

遠距離通学費助成とは…

恩納村に住所を有し、恩納村立小学校に通学する児童の保護者に対し通学費助成金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする事業です。

要件や申請方法については、下記のとおりです。



認定要件

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 片道の通学距離が4km以上の児童の保護者
- (2) 校区外就学により特別支援学級に在籍若しくは通級する児童の保護者
- (3) その他教育長が特に必要と認める者

距離要件	補助額
片道の通学距離が4km以上	一般乗合バス利用に係る通学を往復それぞれ1回に限定し、その運賃に係る金額の2分の1以内

※特別支援学級以外で校区外就学により通学している児童の保護者は対象外となります。

※自宅から学校までの距離は、最も合理的と認められる通常の通学方法の距離（原則最短距離）とし、寄り道や遠回りなどの距離は通算しません。

※年度途中に認定要件に該当しなくなった場合は、助成金の返還を求める場合があります。

この助成金を受けるには、毎年度申請し、決定を受ける必要があります

申請方法

書面による申請

提出書類

- ①恩納村遠距離通学費助成金交付申請書（様式第1号）
- ②通帳の写し
- ③通学距離が確認できる地図等

提出先

通学している村内小学校へ提出してください。

提出期限

令和7年5月30日（金）

お問い合わせ

恩納村教育委員会 学校教育課 TEL:966-1209